

防犯カメラ設置事業補助制度の終了について

令和2年度～令和6年度までの期間限定で実施している「防犯カメラ設置事業補助制度」を予定通り終了するもの。

1. 補助対象経費

防犯カメラの購入設置費または賃貸借設置費（賃貸借の場合は初年度費用のみ）

- ①防犯カメラ本体 ②防犯カメラ設置工事費 ③防犯カメラ撮影にかかる調整費
④防犯カメラ設置を啓発する表示板制作、設置費 ⑤設置にかかる諸費用一式

2. 補助率・補助限度額

①補助率：補助対象経費の1/2

②補助限度額：60万円/団体・年度 ※上限：防犯カメラ1台につき15万円

3. 主な要件など

- ①「多治見市の自治会による防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った運用
②個人情報保護に配慮した適正な管理運用を行うため、「地域における運用規程」を作成
③防犯カメラ設置場所の所有者及び撮影対象範囲の世帯から同意を得る
④設置して5年間は、継続して運用を行い、設置状況報告書を提出する

4. これまでの実績

年度	補助自治会数	カメラ台数	工事費	補助金額
R2	4自治会	11台	2,524,830円	1,259,000円
R3	5自治会	15台	3,659,370円	1,646,000円
R4	3自治会	6台	1,506,890円	679,000円
R5	4自治会	7台	2,051,530円	930,000円
R6（見込）	3自治会	12台	1,200,000円	600,000円
合計	19自治会	51台	10,942,620円	5,114,000円

5. （一社）防災防犯自販機協会設置の防犯カメラ

災害対応型自販機の設置場所と売上を提供することで防犯カメラを設置してくれる仕組み（維持管理も）。希望があれば、くらし人権課まで連絡していただきたい。

※設置する場所を事前に確認させていただきます。

	設置費用	管理費用	映像確認	防犯効果
自治会設置の場合	必要	必要	できる	ある
協会設置の場合	不用	不用	できる	ある

<担当>

くらし人権課 くらしグループ 担当：水野

電話：0572-22-1134 FAX：0572-25-7233

Mail：kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp